

(趣旨)

第1条 この要綱は、町における保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童等の健全な育成を図ることを目的とする寒川町放課後児童健全育成事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 前条の事業を実施するため寒川町放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)を設置する。

(名称、位置及び定員)

第3条 児童クラブの名称、位置及び定員は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、保育が特に必要であり、かつ、児童クラブの事業に著しく支障が生じない場合は、定員を超えて入所させることができる。

(実施方法)

第4条 別表に掲げる児童クラブの実施方法は、寒川町長(以下「町長」という。)が適当と認めたもの(以下「受託者」という。)に委託する。

(対象児童)

第5条 児童クラブに入所できる児童は、次の各号いずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に認める児童については、この限りでない。

- (1) 町内在住の小学校に在籍している者
- (2) 下校後帰宅しても、保護者が就労又は疾病等により不在である者

(開所時間)

第6条 児童クラブの開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までは、下校時から午後6時まで
- (2) 土曜日は、午前9時から午後5時まで

(3) 前号以外の町立小学校の休業日は、午前9時から午後6時まで

2 前項の規定にかかわらず、受託者は特に必要があると認めるときは、町長の承認を得て、開所時間を変更することができる。

(閉所日)

第7条 児童クラブの閉所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、受託者は児童クラブの運営上必要があると認めるときは、町長の承認を得て、臨時に閉所日を定め、又は開所日をもうけることができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(放課後児童支援員)

第8条 児童クラブに寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第19号)第10条に規定する放課後児童支援員を置く。この場合において、1人を除き、同条で規定する補助員をもってこれに代えることができる。

2 放課後児童支援員の数は、次のとおりとする。

(1) 入所児童が19人以下の場合は、2人以上

(2) 入所児童が20人以上39人以下の場合は、3人以上

(3) 入所児童が40人以上の場合は、4人以上

(指導内容)

第9条 児童クラブにおける指導内容は、次のとおりとする。

(1) 入所児童の健康管理、安全の確保及び情緒の安定

(2) 入所児童の遊びの活動への意欲の形成と基本的生活習慣の習得のための支援

(3) 入所児童の遊びを通して自主性、社会性及び創造性の向上

(4) 入所児童の遊びの活動状況の把握及び家庭への連絡

(5) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援

(6) その他入所児童の健全育成上必要な活動

(入所及び退所手続等)

第10条 児童クラブに入所を希望する児童の保護者は、児童クラブ入所申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、受託者に提出しなければならない。

2 受託者は、前項の提出があったときは、その内容を審査し、結果を申込者に通知するものとする。

3 受託者は、次の優先事項を踏まえ審査するものとする。

(1) ひとり親家庭の児童

(2) 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）の児童

(3) 虐待や家庭内暴力等のおそれがある場合など、社会的養護が必要な児童

(4) 低学年の児童

(5) 前各号に類する事情がある児童

4 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入所の承認を取り消すことができる。

(1) 児童が第5条に規定する要件を欠くに至ったとき

(2) その他町長が必要と認めるとき

5 児童クラブを退所する児童の保護者は、児童クラブ退所届（第2号様式）を受託者に提出しなければならない。

(経費の負担)

第11条 受託者は町長の承認を得て、事業の実施に必要な経費の一部について、保護者に負担させることができるものとする。

(関係書類)

第12条 受託者は、次に掲げる書類を常に備えなければならない。

- (1) 児童個別票
- (2) 出席簿
- (3) 指導日誌
- (4) 出勤簿
- (5) 事業実施状況報告書の写し
- (6) 勤務状況報告書の写し
- (7) 運営委員会名簿等関係書類
- (8) 児童入退会関係書類
- (9) 現金出納簿等会計書類
- (10) その他町長が必要とする書類

2 前項に規定する書類は、児童クラブの事務を受託した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(運営委員会の設置)

第13条 受託者は、児童クラブの円滑な運営を図るため、青少年指導員、自治会の役員、児童の保護者、学校長、民生委員等地域で活動する各種関係者で構成する運営委員会を設置し、当該運営委員会は、児童クラブの円滑な運営のための指導及び助言を行うこととする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、児童クラブの運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月7日)

この要綱は、平成22年6月7日から施行する。

附 則(平成25年1月7日)

この要綱は、平成25年1月7日から施行する。

附 則(平成○年○月○日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第3条・第4条関係)

名称	位置	定員
寒川小学校区あおぞらクラブ	寒川町宮山934番地	40名
一之宮小学校区わんぱくクラブ	寒川町一之宮七丁目3番1号	37名
旭小学校区わかばクラブ	寒川町倉見1675番地3	40名
小谷小学校区げんきっ子クラブ	寒川町小谷四丁目5番1号	25名
南小学校区星の子クラブ	寒川町一之宮九丁目9番1号	45名